

山鹿市生活困窮者家計改善支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

山鹿市生活困窮者家計改善支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルに参加する者を次のとおり募集します。

令和7年10月10日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市生活困窮者家計改善支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 山鹿市生活困窮者家計改善支援事業業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

2 業務に要する費用（見積限度額）

委託料の上限額の総額は8,060,800円（消費税及び地方消費税を含む。）で、各年度の委託料の上限額は、次のとおりです。なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（見積限度額）を超過した場合は、失格とします。

令和8年度	4,030,400円
令和9年度	4,030,400円
合計	8,060,800円

3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 山鹿市に、物品購入・役務・賃貸借契約の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、資格者名簿に登録されていること。
- (2) 山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年山鹿市告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 生活困窮者家計改善支援事業業務の受託実績がある又は本事業に関する十分な知識及びノウハウを有すること。
- (7) 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

4 参加意思表明書の提出

このプロポーザルへの参加を希望する者は、あらかじめ参加意思表明書を提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年10月30日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 参加意思表明書（様式1）に次の書類を添付の上、提出すること。
 - ア 提案者の事業概要等がわかるもの
 - イ 定款、寄附行為又はこれに類するものの写し
 - ウ 登記簿の謄本（現在事項全部証明書）（法人の場合に限る。）
 - エ 誓約書及び照会承諾書（様式2）
- (3) 参加の辞退 参加意思表明書を提出したのち、やむを得ず参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出してください。

5 質問の受付

参加意思表明書を提出した者は、市がこれを受理した後、このプロポーザルの内容等に関する質問を次により行うことができます。

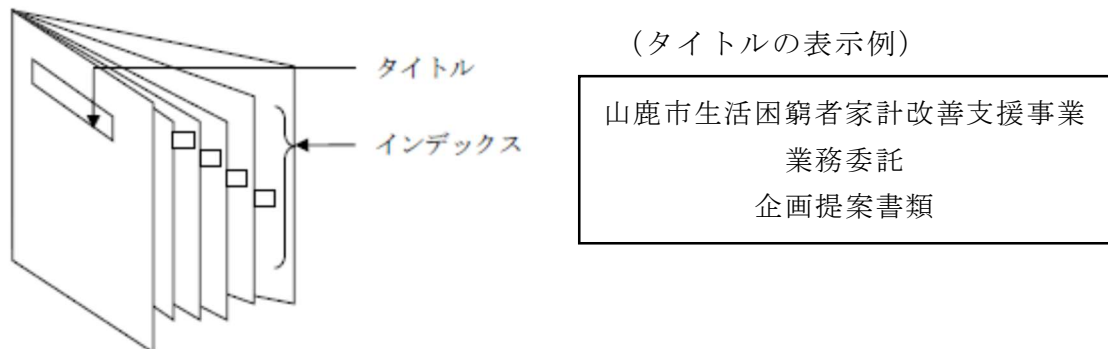
- (1) 受付期限 令和7年11月6日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式3）に記入の上、提出すること。

6 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式4） 原本1部
 - イ 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本8部
 - (ア) 会社概要（様式5）
 - (イ) 業務実績調書（様式6）
 - (ウ) 従事者の経歴及び実績等調書（様式7）
 - (エ) 再委託調書（様式8） ※再委託する場合のみ
 - (オ) 財務関係書類（直近の年度分の貸借対照表及び損益計算書）（任意様式）
 - (カ) 企画提案書（任意様式）
 - (キ) 参考見積書及び見積内訳書（各年度分）（任意様式）
- なお、(イ)(ウ)には3(6)に関する事項を、(カ)にはこの業務の受託に当たってアピールしたい事項を記載してください。

(2) 作成要領

企画提案書等は、1部ごとにファイルにまとめ、タイトル及び書類名のインデックスを付すこと。



(3) 提出期限等

ア 提出期限 令和7年11月20日(木)午後5時まで(必着)

イ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

7 審査方法

このプロポーザルの審査は、次のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施することがあります。

(2) 第2次審査(プレゼンテーションによる最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーションの内容を加味して採点し、最も優れている提案者を特定し、その者1者を受託候補者として選定します。なお、プロポーザルの提案者が1者の場合であっても、第2次審査の結果、審査点数の合計が満点の6割以上に達したときは、当該プロポーザルの提案者を受託候補者として選定します。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を書面で通知します。なお、選考された者のみ、プレゼンテーションを実施する旨を通知します。

イ 第2次審査

審査結果を書面で通知します。

8 審査基準及び配点

このプロポーザルは、次の審査基準に基づき審査します。

- (1) 業務実績・技術者 20点
- (2) 企画提案の内容・実施体制 40点
- (3) 参考見積書 20点
- (4) プレゼンテーションの内容（第2次審査時） 20点

9 日程

- (1) 参加意思表明書受付期限 令和7年10月30日（木）午後5時まで
- (2) 質問受付期限 11月 6日（木）午後5時まで
- (3) 企画提案書等提出期限 11月20日（木）午後5時まで
- (4) 第1次審査 11月27日（木）（予定）
- (5) 第2次審査 12月18日（木）（予定）
- (6) 結果通知 12月23日（火）（予定）
- (7) 契約締結 令和8年 1月（予定）
- (8) 業務開始 4月 1日（水）

10 失格事項

このプロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行った場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合
- (6) 参考見積書の金額が、業務に要する費用（見積限度額）を超過した場合

11 契約

受託候補者の選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとします。その際、選定された者は改めて見積書を提出するものとします。ただし、当該協議による仕様の変更等が生じた場合を除き、見積りの総額を変更することはできません。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 業務実施体制回答書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合

には、山鹿市と協議の上、決定するものとします。

- (6) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者の選定前において、その選定に影響を及ぼすおそれがある情報については、選定後の開示とします。

1 3 担当部署（提出・問合せ先）

〒 8 6 1 - 0 5 9 2

山鹿市福祉部福祉課福祉総務係 担当 山品

山鹿市山鹿 9 8 7 番地 3

TEL 0 9 6 8 - 4 3 - 1 1 6 7 FAX 0 9 6 8 - 4 3 - 1 1 7 0

E-MAIL fukushi@city.yamaga.kumamoto.jp